

## 民間企業等からの採用に関連する制度の概要（早見表）

	経験者採用試験	選考採用	任期付職員（任期付職員法）		非常勤職員		交流採用 (官民人事交流法)
			特定任期付	一般任期付	期間業務職員	パートタイム職員	
任期	なし	なし	あり (最長5年)		一会計年度内で任命権者が決定	任命権者が決定	あり (最長5年)
採用手続	①府省合同試験 ②府省ごとに実施する試験のいずれかにより係長級相当以上に採用	各府省で公募・選考	各府省で公募・選考		各府省で公募・採用		民間企業と各府省が協議して交流計画を作成
給与 <small>※詳細は「給与体系の概略」参照</small>	職務に応じ、経歴、能力等を考慮して決定	職務に応じ、経歴、能力等を考慮して決定	専門的な知識経験の度、従事する業務の困難度等に応じて弾力的に決定（俸給月額は最高で事務次官級まで可能）	職務に応じ、経歴、能力等を考慮して決定	常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で決定 ※委員・顧問・参与等は日額制 ※国の業務に従事する場合には給与を支給する必要		職務に応じ、経歴、能力等を考慮して決定 ※国が支給（交流元企業からの補填は不可）
対象となる人材の例	民間企業等において2年以上の実務経験等を有する者	各府省のニーズに応じて必要となる者	高度の専門的知識経験等を有する者（弁護士、公認会計士、高度デジタル人材等）	専門的知識経験を有する者	各府省のニーズに応じて臨時的に必要となる者 ※事務補助業務に従事する者のほか、専門的業務等に従事する者も存在		実務経験を有する民間企業の従業員